～　会計・ERPソリューションの実践に向けて　～

“消費税”概要と会計システムの留意点

（ご参考）

2013年6月1日

OPEN SOURCE ERP USERS GROUP
since2012

Copyright © 2013 Open Source ERP Users Group All Rights Reserved.

1. 消費税の仕組み概要

（1）消費税は、特定の物品やサービスに課税する個別間接税とは異なり、消費に広く公平に負担を求める間接税。

（2）消費税の課税対象　※消費税率4% + 地方消費税率1% = **5%**（消費税等相当額）

①国内において、　②事業者が事業として、

③対価を得て行う、　④資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供をいう。

⑤外国貨物の輸入。（※外国貨物の輸入は、事業者に限らず、それを引き取る者）

※この消費税は、生産及び流通のそれぞれの段階で、商品や製品などが販売される都度、その販売価格に上乗せされるが、最終的に税を負担するのは消費者。

消費税　＝　受取った消費税（仮受消費税）　－　支払った消費税（仮払消費税）

→ 卸売業者の場合　：　2,000 － 1,500 = **500**・・・納付すべき消費税

Copyright © 2013 Open Source ERP Users Group All Rights Reserved.

2. 課税の対象

（1）国内取引の分類

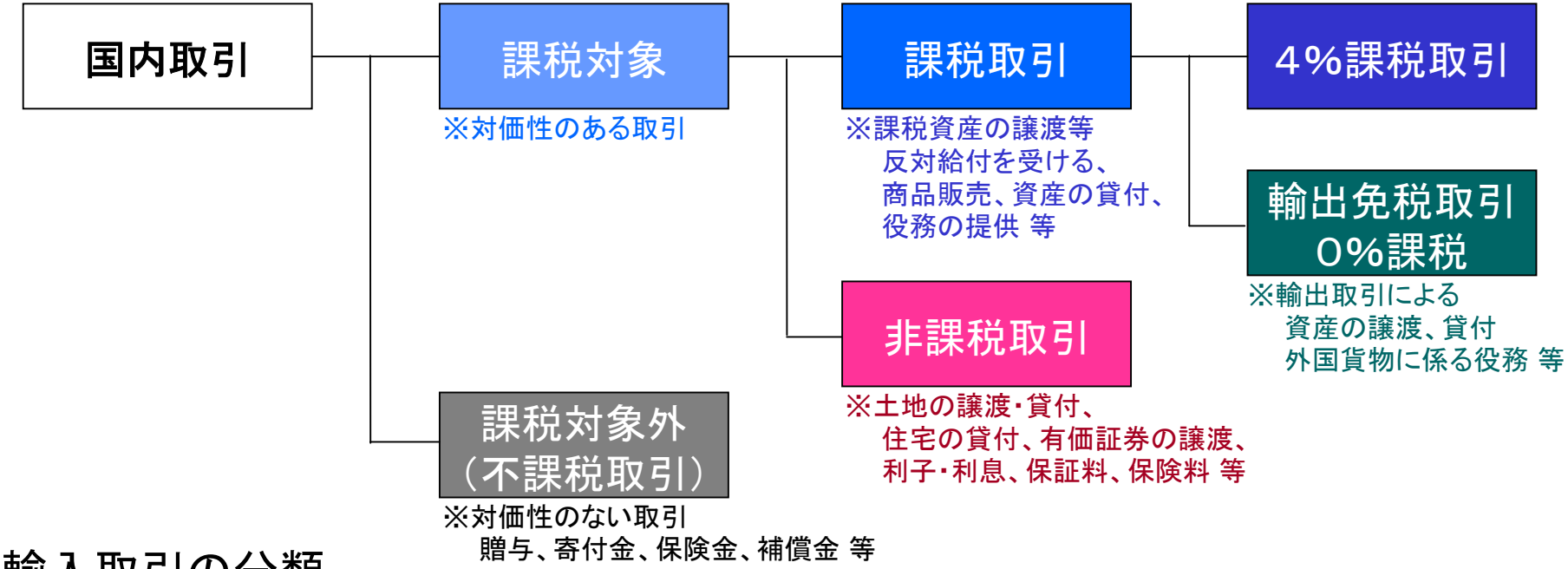

（2）輸入取引の分類

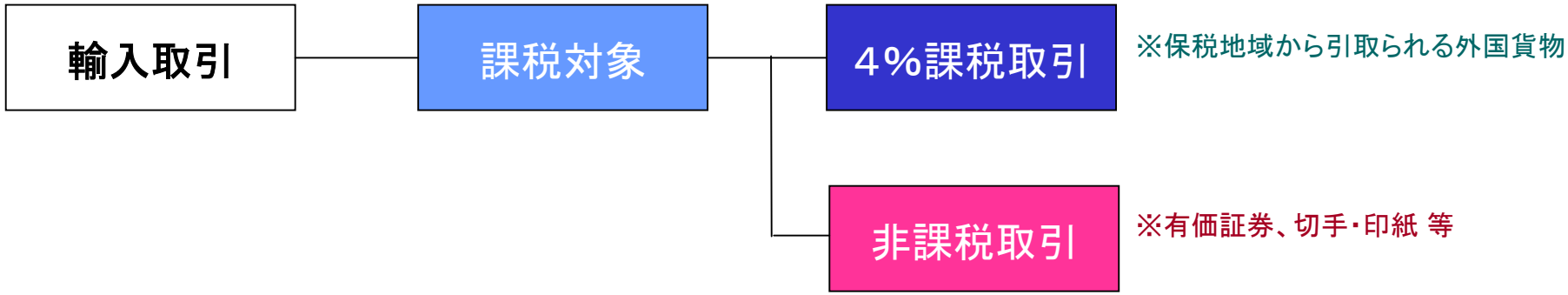

Copyright © 2013 Open Source ERP Users Group All Rights Reserved.

3. 消費税額の計算手順（原則課税）

OPEN SOURCE ERP USERS GROUP since2012

（1）納税義務の判定

①基準期間の課税売上高　＞ 10,000,000円超　∴納税義務あり
②特定期間の課税売上高　＞ 10,000,000円超　∴納税義務あり（25/1/1～）
③期首資本金（※新設法人）≧ 10,000,000以上　∴納税義務あり
（※その他、合併、分割等があれば、適宜納税義務の有無の判定を行なう）

（2）課税標準に対する消費税額

①課税標準額　（千円未満切捨て）
②消費税額　（×4%）
③控除過大調整税額　（償却債権取立益）

（3）仕入れに係る消費税額の控除

①課税売上割合の計算
②課税仕入等の税額の計算
③調整対象固定資産の調整、棚卸資産の調整
④控除対象仕入税額　（仕入税額 ＋－ 調整税額）
⑤売上に係る対価の返還等に係る消費税額　（4/105）
⑥貸倒れに係る消費税額　（4/105）

（4）納付税額

①差引税額 or 控除不足還付税額
②中間納付税額
③納付税額 or 中間納付還付税額

Copyright © 2013 Open Source ERP Users Group All Rights Reserved.

4. 納税義務の判定

OPEN SOURCE ERP USERS GROUP since2012

（1）小規模事業者に係る納税義務の免除

・事業者の基準期間における課税売上高（税抜）が、1,000万円まで（以下）は、消費税を納める義務を免除する。

・納税義務の判定

基準期間における ＞ 1,000万円を超える → 課税事業者

課税売上高（税抜） ≦ 1,000万円まで（以下） → 免税事業者

・基準期間　個人 → その年の前々年

法人 → その事業年度の前々事業年度

※前々事業年度が1年未満の場合、その事業年度の2年前の前日から、1年を経過する日までに開始した各事業年度の合算（※年換算する）

（2）前年等の課税売上高による納税義務の免除の特例

・H25年1月1日以後に開始する年、又は事業年度については、特定期間の課税売上高が1,000万円を超えると、課税事業者となる。

・特定期間 個人 → その年の前年の1月1日から6月30日までの6ケ月の期間

法人 → その年の前事業年度の開始の日以後6ケ月の期間(8ケ月以上の課税期間)

※特定期間の給与等（賞与含む）が ≦ 1,000万円以下であれば、納税義務無し

Copyright © 2013 Open Source ERP Users Group All Rights Reserved.

5. 課税標準に対する消費税額

OPEN SOURCE ERP USERS GROUP since2012

（1）課税標準額

・課税資産の譲渡等に係る消費税額の課税標準額は、課税資産の譲渡等の対価の額とする。

・対価の額とは、対価として収受し又は収受すべき一切の金銭、金銭以外の物、権利その他、経済的利益の額とする。

→［ 課税標準額 ＝ 受領した金額（税込） × 100 ÷ 105 ］ ※千円未満切り捨て

（2）課税標準額に対する消費税額

→［ 消費税額 ＝ 課税標準額 × 4% ］

※消費税額 × 25% ＝ 地方消費税額となり、

※消費税額 ＋ 地方消費税額 ＝ 消費税等相当額 （課税標準額の5%）

【課税標準額に対する消費税額の計算の特例】

※端数処理の特例の適用が当分の間認められる経過措置

端数を処理した後の消費税等相当額の課税期間中の合計額を基礎として、その課税期間の課税標準額に対する消費税額を計算することができる。

※詳しくは国税庁HP参照：http://www.nta.go.jp/taxanswer/shohi/6383.htm

Copyright © 2013 Open Source ERP Users Group All Rights Reserved.

6. 仕入れに係る消費税額の控除

OPEN SOURCE ERP USERS GROUP since2012

（1）課税売上割合の計算

①課税売上割合（税抜き）

→ 課税売上高（課税売上高 － 売上に係る対価の返還等 ＋ 輸出免税売上高）
課税売上高 ＋ 非課税売上高

＜ 95%未満 → 仕入税額は課税売上割合で按分計算が必要

≧ 95%以上 → 仕入税額は全額控除

※但しH24/4/1以降の課税期間より、課税売上高＞500,000,000円超は按分計算が必要

②非課税売上高への算入（金融商品の取り扱い）

・有価証券（株式、債券、信用取引、受益証券、CP、海外CD） → 5%算入

・類するもの（金銭債権、出資者持分、貸付、預金、国内CD） → 全額算入

・利息/収益/差益関連 → 全額算入

利子/利息、保証料、保険料、
債券等の償還差益、買い現先取引の売戻し差益

※国外への預金・投資は非課税資産の輸出にもなる

※国外の債券投資は国内支店対応でも海外起債なら非課税資産の輸出になる

・差損関連

債券等の償還差損、買い現先取引の売戻し差損 → 全額控除

Copyright © 2013 Open Source ERP Users Group All Rights Reserved.

6. 仕入れに係る消費税額の控除

OPEN SOURCE ERP USERS GROUP since2012

（2）仕入に係るの消費税額の計算

①区分経理 ［ 課税仕入等（税込合計額） × 4/105 ］、［ 課税貨物は課されるべき消費税額 ］

その課税期間中に、国内において行なった課税仕入等及び保税地域から引取った課税貨物につき、以下3つのに区分することをいう。

イ 課税資産の譲渡等にのみ要するもの（課税売上に対応する課税仕入）

ロ その他の資産の譲渡等にのみ要するもの（非課税売上に対応する課税仕入）

ハ 課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの（共通の課税仕入）

②個別対応方式 （※仕入に係る対価の返還があれば控除）

課税資産の譲渡等にのみ要する課税仕入等の税額の合計額に、
課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要する課税仕入等の税額の合計額に課税売上割合を乗じた金額を、加算する方法をいう。

→［ 仕入れに係る消費税額 ＝ 課税売上対応の仕入れ税額
＋（共通対応の仕入れ税額 × 課税売上割合）］

③一括比例配分方式 （※仕入に係る対価の返還があれば控除）

課税仕入等（全て）の税額の合計額に、課税売上割合を乗じた金額とする方法をいう。

→［ 仕入れに係る消費税額 ＝（課税仕入等の税額の合計額 × 課税売上割合）］

④有利判定 → ②及び③の大きい金額を仕入に係る消費税額とする。（有利であるため）

Copyright © 2013 Open Source ERP Users Group All Rights Reserved.

6. 仕入れに係る消費税額の控除

OPEN SOURCE ERP USERS GROUP since2012

（3）調整対象固定資産の調整

①調整対象固定資産の判定（棚卸資産、土地を除く）

建物/構築物、機械/装置、車両/運搬具、工具/器具/備品、船舶/航空機、
ゴルフ場利用株式、各種権利金（返還無いもの）、ソフトウェア、建設仮勘定

→ 課税仕入に係る支払対価（税込） × 100/105 ≧ 1,000,000以上の場合（※1単位毎）

②著しい変動の調整

・3年度の課税期間における通算課税売上割合（3年間の通算）が著しく変動している場合は、仕入時の税額と通算課税売上を乗じた税額の差額を調整税額として、課税仕入れ等の税額に加減する。（以下の2つを満たす場合）

イ　変動差：　仕入時と通算の課税売上割合の差　≧　5%以上、かつ

ロ　変動率：　$\frac{\text{仕入時と通算の課税売上割合の差}}{\text{仕入時の課税売上割合}}$　≧　50%以上

③転用の調整

・課税業務用から → 非課税業務用、非課税業務用→課税業務用に、固定資産を転用した場合は、調整税額を課税仕入れ等の税額に加減する。（※個別対応方式のみ）

Copyright © 2013 Open Source ERP Users Group All Rights Reserved.

6. 仕入れに係る消費税額の控除

OPEN SOURCE ERP USERS GROUP since2012

（4）棚卸資産に係る消費税額の調整

①免税事業者が課税事業者となった場合

免税事業者が課税事業者となった場合、その課税期間の初日の前日において、
免税事業者であった期間中の課税仕入等に係る棚卸資産を有しているときは、
その棚卸資産に係る消費税額を、課税事業者となった課税期間の、
仕入れに係る消費税額の計算の基礎となる、課税仕入等の税額とみなす。

②課税事業者が免税事業者からの事業承継により棚卸資産を引継いだ場合

事業者（免税事業者を除く）が、相続、合併、分割により、
免税事業者である被相続人、被合併法人、分割法人の事業を承継した場合、
これらの者が免税事業者であった期間中の課税仕入等の棚卸資産に係る消費税額を、
相続、合併、分割があった日の属する課税期間の、
仕入れに係る消費税額の計算の基礎となる、課税仕入等の税額とみなす。

③課税事業者が免税事業者となった場合

課税事業者が免税事業者となった場合、その課税期間の初日の前日において、
その前日に属する課税期間中の課税仕入等に係る棚卸資産を有しているときは、
その棚卸資産に係る消費税額は、その課税仕入等を行なった課税期間の、
仕入れに係る消費税額の計算の基礎となる、課税仕入等の税額に含まれないものとする。

Copyright © 2013 Open Source ERP Users Group All Rights Reserved.

6. 仕入れに係る消費税額の控除

OPEN SOURCE ERP USERS GROUP since2012

（5）売上に係る対価の返還等に係る消費税額

返品、値引、割戻、割引、販売奨励金の支払い(金銭)、ｷｬｯｼｭﾊﾞｯｸ(大量購入割引)、事業分量配当金支払い、売掛金回収の振込手数料の負担

国内の課税売上（免税売上除く）において、売上に係る対価の返還等をした場合は、その返還等をした日の属する課税期間の課税標準に対する消費税額から、その売上に係る対価の返還等に係る消費税額の合計額を控除する。

→［ 売上（税込）に係る対価の返還等の金額　× 4/105 ］

（6）貸倒に係る消費税額の控除

国内の課税売上（免税売上除く）の売掛金・未収金等が、貸倒れとなった日の属する課税期間の課税標準に対する消費税額から、貸倒れに係る消費税額の合計額を控除する。

→［ 貸倒れ（税込）の合計額　×　4/105 ］

Copyright © 2013 Open Source ERP Users Group All Rights Reserved.

7. 納付税額

（1）差し引き税額（控除不足還付税額）

→［ 課税標準 ＋ 控除過大調整税額
－（仕入に係る消費税額 ＋ 売上対価の返還に係る消費税額 ＋ 貸倒に係る消費税額）］

（2）中間納付
一月、三月、六月のそれぞれの中間申告の消費税額を判定・計算し、中間納付する。

（3）納付税額（中間納付還付税額）

→［ 差し引き税額 － 中間納付額 ］

Copyright © 2013 Open Source ERP Users Group All Rights Reserved.

8. 会計システムでの留意点（私見）

OPEN SOURCE ERP USERS GROUP since2012

（1）課税標準額、消費税額、課税売上割合を計算するためのデータ集計が容易なこと

①課税売上高
②非課税売上高
③免税取引高
④売上に係る対価の返還等の金額
⑤非課税資産の輸出高、資産の国外移送高（本船甲板渡し価格）

（2）仕入に係る消費税額を計算するためのデータ集計が容易なこと

①区分経理
　ア　課税売上に対応する課税仕入高
　イ　非課税売上に対応する課税仕入高
　ウ　ア、イに共通して要する課税仕入高
②仕入に係る対価の返還等の金額（課税貨物の引取還付含む）
③調整対象固定資産の情報　（税込取得費用の4/105）
④期末棚卸資産の情報　（税込取得費用の4/105）

（3）納付税額を計算するためのデータ集計が容易なこと

①償却債権取立益の金額
②貸倒れ損失（税込）の金額

Copyright © 2013 Open Source ERP Users Group All Rights Reserved.

8. 会計システムでの留意点（私見）

OPEN SOURCE ERP
USERS GROUP
since2012

（4）運用面で容易に仕訳入力ができること

①支払い処理について、区分経理の知識が無くとも、税込で容易に入力できる。

②営業経費等は、経理知識の無い営業マン等でも税込で容易に入力できる。

※例えば、国内出張旅費は課税取引、海外出張旅費は輸出免税取引　等々

③税込で入力されても、システム上では税抜経理で自動仕訳・計上される

※仮受消費税、仮払消費税の自動仕訳・計上

（5）その他

①消費税額の端数処理対応が容易に設定できる

※切捨て、切上げ、四捨五入の選択）

②期中でも納付額の把握や課税売上割合のシュミレーションができる

※資金繰り等の対応に有効

Copyright © 2013 Open Source ERP Users Group All Rights Reserved.